

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年十月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月四日奈良県指令建第一〇四一七七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年九月二十八日建第九七〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新堂町二〇番四及び二一番一並びに大和高田市大字出五八番三、六〇番三及び三二七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新堂町二〇三一八

株式会社メイコー 代表取締役 堀部光志